

墨田区営運動場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年6月24日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第75号

墨田区営運動場条例施行規則の一部を改正する規則

墨田区営運動場条例施行規則（平成29年墨田区規則第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「付属設備器具」の次に「及びナイター設備」を加える。

第12条中「条例別表第2付記2」を「条例別表第2付記3」に改める。

別表第1中

「

立花体育館	午前9時から午後9時まで	
-------	--------------	--

」

を

「

立花体育館	午前9時から午後9時まで	
文花テニス・コート	午前8時から午後8時まで	

」

に改める。

別表第2立花体育館の項の次に次のように加える。

文花テニス・コート	1面、1時間以内	平日	660円
		土曜日・日曜日・休日	880円

別表第2付記3中「及び立花体育館の貸切りでない場合」を「、立花体育館の貸切りでない場合及び付記2」に改め、同表付記3を同表付記4とし、同表付記2を同表付記3とし、同表付記1の次に次のように加える。

2 テニス・コートの使用に際してナイター設備を使用した場合は、1面、1時間以内につき400円の使用料を納付しなければならない。

付 則

- 1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後の施設の使用に関し必要な手続、準備行為等は、同日前

においても、この規則による改正後の墨田区営運動場条例施行規則の規定の例により行うことができる。